

社長のための勉強

令和6年8月19日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

社会保険の適用条件が従業員数 101 人から 51 人へ

2024年10月から、従業員数が51人以上の企業でも、一定の条件を満たすパート・アルバイトの従業員に対して社会保険の適用が義務化されます。

これは年金制度改正法に基づく、社会保険適用拡大の第三段階にあたります。

2016年には「従業員数501人以上の企業」が対象となり、その後2022年10月には「従業員数101人以上の企業」に拡大されました。そして、2024年10月からはさらに範囲が広がり、「従業員数51人以上の企業」で働く短時間労働者が条件を満たせば、新たに社会保険の適用が義務化されることとなります。

適用対象となる従業員の条件

1. 週の所定労働時間が20時間以上
2. 月額賃金が88,000円以上（基本給及び諸手当）
3. 継続して2か月を超える雇用の見込みがある
4. 学生ではない（ただし、休学中や夜間学生は加入対象）

企業は2024年10月の施行に向けて、対象となる従業員を特定し、社内周知や必要な手続きの準備を進める必要があります。従業員数のカウント方法は、フルタイムの従業員数と週労働時間がフルタイムの3/4以上の従業員数（パート・アルバイトを含む）の合計で判断されます。

少し先のことでありますが、企業は今から準備を進めていくことが重要です。これからの社会保険適用拡大に向けて、しっかりとした準備をしていきましょう。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください